

(審査案件第 7 1 号)

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 5 年当時の 県道拡幅工事における特定地番の用地買収等に係る契約関係書類」の一部公開決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

- 1 平成 18 年(2006 年) 1 月 17 日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「本件条例」という。)に基づき、「平成 5 年当時の 県道拡幅工事における、 番地の、 と の契約に関わる書類の全て」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成 18 年 1 月 31 日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対し、県道拡幅工事に必要となる土地について、長野県 建設事務所長が平成 6 年 3 月 16 日付けで (以下「契約相手方」という。)と締結した土地売買に関する契約(以下「本件契約」という。)に係る「土地売買に関する契約書」(以下「本件公文書 A」という。) 「土地取得台帳」(以下「本件公文書 B」という。) 及び「補償台帳」(以下「本件公文書 C」という。)の 3 文書を対象文書として特定し、契約相手方の実印の印影及び金額を非公開とする一部公開決定(以下「当初決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成 18 年 3 月 30 日、異議申立人は、当初決定に対し、本件公文書 A、 B 及び C の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。
- 4 平成 18 年 7 月 11 日、本件実施機関は「土地の価格は公開すべき」とした長野県情報公開審査会第 46 号答申(平成 18 年 6 月 12 日答申)を受け、当初決定を再検討し、土地にかかる単価及び金額を公開とする追加公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 5 平成 18 年 9 月 7 日、本件実施機関は、本件決定後も異議申立人が異議申立てを

取り下げなかったことから、審査会へ諮問を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」及び「実施機関理由説明書に対する所見」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 番地の建物は異議申立人の父である 〇〇の所有物であり、全ての情報の公開を求める。
- 2 本件実施機関は、本件請求に対し、本件公文書A、B及びCが対象文書となるものであるとするが、契約書である本件公文書Aには、異議申立人が請求した「〇〇番地の建物」の記載がない。別に契約書があるならその公開を求める。
- 3 通常、建物に関して、その建設年代、規模については他者が確認可能であり、外観も露出公開されていることから、建物本体については、価格を客観的に推定しうるため、非公開には根拠がない。
- 4 仮に、〇〇番地の契約書が無いとした場合、実施機関が行った契約は容認できない。整合性のある説明を文書で求める。また、建物登記名義人に連絡を取らず、工事に取りかかるというやり方は許されるものではない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関の主張は以下のとおりである。

- 1 補償する物件の所在地が複数ある場合は、1つの地番を代表地番として記載することがある。本件契約においても、買収地番となった「〇〇番地」を代表地番として記載し、「〇〇番地」上の建物も一括して記載して契約したものである。したがって、「〇〇番地の建物」と記した契約書は作成していない。
- 2 本件公文書A及びCで非公開とした、実印の印影及び損失補償に係る金額については、本件条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、同条同号ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの情報を非公開としたものであ

る。

- 3 異議申立人は、登記名義人の子であることから情報を公開すべきである旨主張するが、本件条例は何人に対しても等しく公開請求権を認めており、異議申立人が本件公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情により、公開される範囲等が異なるものではない。
- 4 本件契約については、用地交渉記録が文書の保存期間満了により既に廃棄され、当時の担当者も記憶にないため契約に至った詳細な経緯は不明であるが、建物を占有していた契約相手方からの聞取りと、固定資産税台帳において契約相手方が番地上の建物に係る固定資産税の納税者であったことから、契約相手方を同建物の実質所有者と判断したものと推測される。なお、一般的には建物の実質所有者と登記名義人が異なる場合は、必ず登記名義人への確認を行っている。
- 5 その他の異議申立人の主張は、本件決定と関係ないものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

しかし、一方で、本件条例第3条は、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならないと定めており、本件条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられているところである。

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定個人を識別することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（ただし書ア）等は公開するものとしている。

公文書請求に対しては、本件条例の理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある、これらを踏まえ、本件決定を検討する。

2 本件公文書A、B及びCについて

(1) 本件公文書Aについて

本件公文書Aは、県道拡幅工事の施工に伴い、平成6年3月16日に契約相手方と長野県建設事務所長とが締結した「土地売買に関する契約書」であり、「契約の主旨」、「土地の引渡し期限等」、「登記関係書類等の提出」、「補償金の支払い」、「土地の譲渡等の禁止」、「契約の解除」、「残留物件の処理」、「契約に関する紛争の解決」、「収入印紙の負担」及び「契約外の事項」の条文と、「契約金額」、「契約金額の内訳である「土地代金」及び「その他の補償金」並びに「前払金額」及び「精算払金額」が記載され、契約相手方及び長野県建設事務所長の双方が住所氏名を記名し押印している。また、別表第1として「売買する土地の表示（地番、地目及び地積）」が、別表第2として「物件その他通常受ける損失補償の表示（地番、地目、種類、単位及び数量）」が記載されている。

本件実施機関は、当初決定において契約相手方が押印した実印の印影及びすべての金額に関する部分について非公開としたが、本件決定において当初決定の際に非公開とした部分のうち、土地代金（金額、前払金額、精算払金額）については公開とした。

(2) 本件公文書Bについて

本件公文書Bは、本件契約に係る「土地取得台帳」であり、「年度」、「工事名」、「路線名」及び「か所名」と、取得する土地に係る「土地所有者の住所氏名」、「所在地」、「現況（地目、地積）」、「単価」、「金額」、「取得使用方法」、「契約年月日」及び「登記に係る事項」について記載されている。

本件実施機関は、当初決定で「単価」及び「金額」について非公開としたが、本件決定では全部を公開とした。

(3) 本件公文書Cについて

本件公文書Cは、本件契約に係る「補償台帳」であり、「年度」、「工事名」、「路線名」、「か所名」、「住所」、「氏名」、「土地代金」、補償料の「項目別金額」及び「総額」、「協議開始年月日」、「支出負担行為年月日」並びに「前金払金額」及び「残金払金額」が記載されている。

本件実施機関は、当初決定で金額についてはすべて非公開としたが、本件決定では土地代金を公開とした。

3 本件公文書A、B及びC以外の文書の存在について

異議申立人は、「 番地の建物」を記載した契約書が公開されていないと主張するので、その点について検討する

本件公文書A、B及びCにおける契約者の住所記載等は以下のとおりである。

本件公文書	契約相手方住所	契約対象土地等の地番欄の表示
A	番地	(土地表示) (損失補償の表示)
B	番地	(所在地の地番)
C	番地	契約対象地番欄なし

建物が 番地上に存在し、 上に存在しなかったことは、異議申立人、本件実施機関双方異論のないところである。加えて、契約相手方の住所として「 番地」と記載され、「建物移転料」と住居移転に伴う「仮住居使用」に係る補償料が支払われていることから、同番地上に存在した建物に対して補償が行われたことが推測でき、事実、同番地上の建物は県道拡幅工事に先立ち取り壊されている。

したがって、補償する物件の所在地が複数ある場合、便宜上、補償金額の大きい物件の所在地を代表地番として契約書に記載することが一般的であり、本件契約についても補償金額の最も大きい「 番地」を代表地番として記載することが適当であったと考えられる余地はあるものの、本件公文書Aの別表第2「物件その他通常受ける損失補償の表示」の「地番欄」は、「 」を「代表地番」として記載したものであると解することが相当である。

以上のことから、本件実施機関が対象文書とした本件公文書A、B及びC以外に、対象公文書が無いという本件実施機関の説明に、特段不自然な点はない。

4 本件条例第7条第2号の該当性について

次に、本件公文書A及びCにおける非公開部分について検討する。

本件決定後も非公開となっている部分は、契約相手方の実印の印影と補償に関する金額であるが、異議申立人は契約相手方の実印の印影の非公開について、「実施機関理由説明書に対する所見」の中で非公開に同意しているため、審査会としては、補償に関する金額について検討する。

異議申立人は、建物に関して、その建設年代、規模については他者が確認可能であり、外観も露出公開されていることから、価格を客観的に推定しようと主張している。

しかしながら、「建物については、所有状況が不動産登記簿に登記されて公示されるものの、その価格要因のすべてが公示されるものではなく、建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細まで外部に明らかになっているとはいえない（平成 17 年 7 月 15 日最高裁判所判決平成 15（行ヒ）250）」ことから、建物移転料等、工作物移転料等の金額は、一般人であればおよその見当をつけることができるものではなく、また、移転雑費、仮住居使用料等を含めた物件の移転に係る補償金額は、個人の財産に関する情報であり、通常他人に知られたくない個人に関する情報と考えられ、本件条例第 7 条第 2 号に該当する非公開情報と認められる。

なお、異議申立人は登記名義人の子であるなど、特殊事情により全部公開を求めているが、本件条例は、何人にも公開請求をする権利を認めるものであり（第 5 条）、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別事由によって、当該公文書の公開・非公開の判断に差異を設けるものではない。

5 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおりであるから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、情報公開の観点から、本件のように建物の登記名義人と実質所有者とが異なると実施機関が判断した契約の場合には、契約相手方を実質所有者と判断した理由が記載されている公文書については、例えば、「建物の滅失登記を確認するまで保存期限を延長する」などの措置をすべきであったと考える。今後は重要度に即して適正な公文書の管理が行われるよう十分注意されたい。

第 6 審査経過

平成18年（2006年）	9月7日	諮問
	10月25日	審議
平成19年（2007年）	5月9日	「公文書一部公開決定に係る理由説明書」受領
	8月15日	「実施機関理由説明書に対する所見」受領

平成20年（2008年） 1月31日 審議
3月17日 審議
4月17日 審議
5月28日 実施機関からの意見聴取及び審議
（なお、異議申立人からは意見陳述の希望がなかった。）
6月18日 審議
7月16日 審議
8月28日 審議終結